

貸付申込説明書

(一般・教育・医療・結婚・葬祭・特別・災害貸付け)



《申込期限》

- 一般・教育・医療・結婚・葬祭・特別・災害貸付け
毎月 **20 日** (土日祝日にあたる場合は、直前の平日) **必着**

※ 郵送等で提出する際は、期限に間に合うように投函してください。

※ 持参の場合は平日 (土日祝日及び年末年始を除く。)

9:00~11:30 / 13:00~16:30

《貸付日(送金日)》

申込期限月の **翌月 25 日** (金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日)

《申込書提出先・問合せ先》

〒231-8309

横浜市中区日本大通 7 公立学校共済組合神奈川支部 共済経理グループ
TEL (直通) 045-210-8176

《目 次》

貸付け資格・条件等、貸付け要件	・・・P. 2～4
申込期日と貸付日	
1 申込書記入の際の留意事項、2 添付書類チェックリスト	・・・P. 5～10
3 借換え、4 貸付利率、5 償還回数と償還額、6 貸付保険制度	・・・P. 11～12
7 団体信用生命保険制度、8 貸付決定、9 償還方法、	
10 償還猶予、11 住宅取得等特別控除、12 償還完了	・・・P. 13～14
・ 貸付事業における個人情報の取扱いについて	・・・P. 15～16

貸付け資格・条件等

- 1 申し込み時に、組合員期間（※）が6か月以上経過していること
※組合員期間には、地方公務員等共済組合法に基づく他の共済組合または国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員期間を含みます。（臨時的任用職員等は対象外）
- 2 給与の差押え、破産、民事再生等、債務不履行に至る恐れがある事由（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）に該当していないこと
- 3 当共済組合の全貸付金の毎月償還額の合計額が、給料月額の3/10を超えないこと
（1円未満端数切捨）
- 4 当共済組合の全貸付金のボーナス償還額の合計額が、給料月額の6/10を超えないこと
（1円未満端数切捨）
- 5 当共済組合からの借入金と金融機関等からの借入金の年間償還額の合計が、給料月額の4.8倍を超えないこと
（1円未満端数切捨）
- 6 一般貸付、教育貸付、医療貸付、結婚貸付、災害貸付及び葬祭貸付の未償還元金の合計が700万円を超える場合は、当該額を超える額の貸付けはできません。（総額規制）
- 7 すべての貸付種別において、支払いがクレジットカードの場合は貸付けはできません。
- 8 他の共済組合から転入した方で、他の共済組合で貸付けを受けており、給与からの控除による返済を続けている場合（徴収嘱託）で、新たに資金が必要になった時は、他の共済組合の貸付金をすべて完済した後に申し込みしていただくか、当共済組合で借換えをしたうえで新規申し込みをしてください。また、借換貸付けと新規貸付けを同時に申し込みすることも可能です。
借換えについては、11ページを参照してください。

- ◆ 期日までに書類が整わない場合や、提出された書類に不備がある場合は貸付けできません。
- ◆ 不備書類等があった場合は、所属所へすべての書類を返却します。

- ◎ 添付書類はP.7～10の一覧表を確認してください。
- ◎ 費用の支払期日に近い貸付日に合わせて申し込みしてください。
- ◎ 貸付日は原則として申し込みの翌月25日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）です。

貸付種別	貸付け要件	貸付金額	償還回数 上限	備 考
一般	組合員が臨時に資金を必要とするとき ・組合員本人が一括現金で支払うこと (自動車購入、旅行費用等) 貸付けできないもの (事例) ・生活費、家賃等の経常的な支出 ・クレジットカードやローンの返済 ・ギャンブル、投機目的のもの等	200 万円 必要額以 内の 10 万 円単位で 申込み	(毎月) 120 回 (ボーナス) 20 回	・借換えについては、前回の貸付日から 2 年間経過していること ・支払前の場合は、貸付日から 1 か月以内に支払うこと ・支払後の場合は、支払日から 1 か月以内に申込みこと (必着)
教育	組合員、被扶養者、被扶養者でない子・孫・兄弟姉妹が高等学校、大学等に入学または修学するための入学金、授業料、その他学校に納入する費用 また、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（幼稚部除く）も対象 ・入学時または在学する当該学年中に必要とする資金を対象とします。 ・（任意の）学校に納入しない後援会費、寄付金等は貸付けできない場合があります。 償還中の民間金融機関等からの教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換え 概ね 1 年以内に必要となる下宿代、アパート代、通学のための費用を必要とするとき ◆外国の教育機関の場合は、入学（修学または受講）する課程の修業年限が 3 月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が 1 年以上である教育機関が該当になります。 貸付け対象にならないもの (事例) ・幼稚園・学校教育法上の無認可校 (大学校など) ・入学または修学する教育課程の修業年限が 1 年未満の教育機関 ・奨学金、カードローンの返済	550 万円 必要額以 内の 10 万 円単位で 申込み	(毎月) 250 回 (ボーナス) 41 回	・支払前の場合は、概ね 1 年以内に必要とする費用で貸付日から 1 か月以内に最初の支払いをすること ・支払後の場合は、支払日から 1 か月以内に申込みこと (必着) ○教育ローンからの借換えは、以下の 4 つ条件をすべて満たしていること ・定められた期日に滞りなく償還が行われていること ・申込人となる組合員名義の教育ローンであること ・当該教育ローンが教育貸付けの対象範囲の事由に対する貸付けであること ・借換え申込時において、対象者が在学中であること ○通学のための費用の貸付上限 ・6 箇月通学定期券代×2 ・6 箇月定期の販売がない場合のみ 3 箇月通学定期券×4 等、購入可能な最長期間の間の定期券代を可とする。 貸付上限はいずれも 1 年分

貸付種別	貸付け要件	貸付金額	償還回数 上限	備 考
医療	組合員、被扶養者、被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母（配偶者の父母を含む）が医療（高額療養費の対象となる療養を除く。）を受けるために資金を必要とするとき ★貸付け対象にならないもの ・健康増進目的や美容目的の費用等	120 万円 必要額以内の 10 万円単位で申込み	（毎月） 110 回 （ボーナス） 18 回	・医療を受けている期間中 ・治癒<u>後</u>の場合は <u>1 か月以内に申込み</u>こと（必着） ・<u>支払後</u>の申込みは、<u>貸付対象外</u>です。
結婚	組合員または子が結婚するための資金（結婚式費用等）を必要とするとき ・入籍から 6 か月以上経過してから挙式する場合、挙式を「結婚」とみなします。	200 万円 必要額以内の 10 万円単位で申込み	（毎月） 120 回 （ボーナス） 20 回	・結婚（※1）前後 6 か月以内に<u>支払いが必要となったとき申込み</u>こと ・<u>支払後</u>の場合は、結婚（※1）前後 6 か月以内でかつ<u>支払日から 1 か月以内に申込み</u>こと（必着） （※1）内縁関係を含む
葬祭	被扶養者、被扶養者でない配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母（配偶者の父母を含む）の葬祭のため、次の事由で資金を必要とするとき ・葬儀、死亡日から 2 か月以内に行われる服喪、追悼等 ・死亡に伴う墓地の取得、墓石の建立、祭祀	200 万円 必要額以内の 10 万円単位で申込み	（毎月） 120 回 （ボーナス） 20 回	・<u>支払前</u>の場合は、貸付日から <u>1 か月以内に支払う</u>こと ・<u>支払後</u>の場合は、支払日から <u>1 か月以内に申込み</u>こと（必着）
特別	再任用組合員・臨時的任用職員・任期付職員・会計年度任用職員が<u>臨時に</u>資金を必要とするとき ・組合員本人が<u>一括現金で支払う</u>こと	給料月額 × 3 ÷ 10 × 残任期月数 必要額以内の 10 万円単位で申込み	（毎月） 償還開始月から任期終了の間（残任期月数内）	・<u>支払前</u>の場合は、貸付日から <u>1 か月以内に支払う</u>こと ・<u>支払後</u>の場合は、支払日から <u>1 か月以内に申込み</u>こと（必着）
災害	組合員または被扶養者が、地震、水害、火災その他の非常災害を受け、臨時に資金を必要とするとき ★その他の非常災害とは、交通事故等不慮の事故による災害をいい、<u>病気の場合は含みません。</u>	200 万円 必要額以内の 10 万円単位で申込み	（毎月） 120 回 （ボーナス） 20 回	・り災後 <u>3 か月以内に申込み</u>こと（必着）

申込期日と貸付日

申込期日 毎月 20 日（土日祝日にあたる場合は、直前の平日）必着

貸付日 申込期日の翌月 25 日（金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）

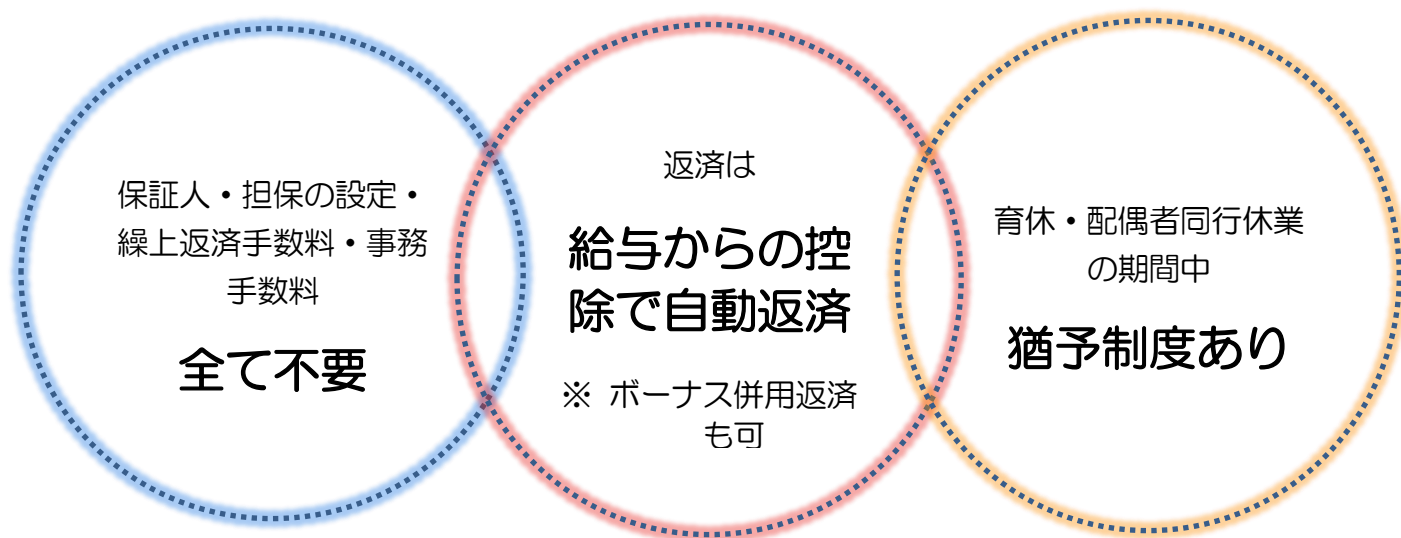
◎指定の本人口座に振り込みます。

1 申込書記入の際の留意事項

項目	記入上の留意事項
申込金額	・必要額及び貸付限度額を超えない範囲の金額（10 万円単位）を算用数字で記入すること ・申込金額が 100 万円未満の場合は、ボーナス併用償還は利用できません。 ・ボーナス併用償還の場合は、申込金額の 1/2 以内でかつ 50 万円単位の金額を設定すること ・教育貸付けで対象者が 2 名以上いる場合は、必要額を合わせた申込金額で記入すること
希望する償還回数	・償還回数上限を超えない範囲で、希望する償還回数を記入すること ・ボーナスの償還回数は、毎月償還の償還回数の 1/6 以内の整数で設定すること
申込事由	・それぞれの貸付種別に応じ、具体的に記入すること
対象者氏名	・一般貸付け以外の貸付けで、申込事由の<u>対象者が申込人本人ではない場合に記入</u>すること（<u>借受人以外が支払いをする場合は貸付け対象外</u>です。）
給料月額	・申込時における給料月額を算用数字で記入すること（教職調整額を含みます。）
今回申込の貸付	・償還額早見表を参照のこと
当共済組合以外借入金状況	・他の金融機関等（互助会等を含む）からの借入金がある場合、年間の償還金額を記入すること ・住宅ローンやクレジットローン等、組合員が借り入れているものはすべて記入すること

項目	記入上の留意事項
貸付金受取 金融機関	・ 申込人本人名義の口座を記入すること（数字は算用数字で記入してください。） ※不備や記載誤りがあった場合は、貸付日当日に振り込みできない場合があります。
市町村職員番号	・ 各市町村から給料が支払われている方は、それぞれの市町村の職員番号を記入すること（県費負担の方は記入不要です。）

公立学校共済組合貸付けのここがオススメ！



2 添付書類チェックリスト

提出前にチェックしてみましょう！

貸付けの種類に応じて必要な書類を添付してください。また、審査を行うにあたり、記載の**添付書類以外で、別途書類が必要になる場合があります。**

貸付 種別	添付書類
共通	☐ 貸付申込書 ☐ 貸付借用証書 ☐ 最新（直近）の給料明細等の写し・・・無給休職等の場合は、等級号給に応じた給料額がわかるものの写し
	☐ 他の共済組合が発行する残高証明書（原本）・・・他の共済組合からの借換えの場合
一般	《支払前の場合》 申込金額及び実送金額（借換えの場合） ● 100 万円未満の場合→ 書類は不要 ● 100 万円以上の場合→ 次の書類が必要 ☐ 注文書、見積書、契約書、請求書など必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し 注文書、見積書の場合は、 <u>注文先業者等の＊受注証明</u> の記載が必要 ＊受注証明とは・・・ 注文先で <u>注文証明を加筆、押印</u> してもらうことにより、注文したことを証明できる書類とする。（注文先担当者の証明可）👉 <u>受注証明記入例参照</u> 【次の項目の記載があること】 ・注文先業者の代表者名印（注文書、見積書の場合は、注文先業者名のみでも可） ・必要額（支払金額） ・支払日（支払期日） ・支払者（組合員本人のみ）の氏名（フルネーム） 《支払後の場合》 ☐ 領収書等（代表者の押印があるもの）の写し ・組合員氏名（フルネーム）が明記されていること
医療	☐ 医師の診断書または通院証明書等の写し 【次の項目を確認できること】 ・1 か月以内に発行されたもの ・具体的な傷病名、治療内容 ・治療期間 ・医師の証明

貸付 種別	添付書類
結婚	《支払前の場合》 ● 結婚（入籍）前 □ 式場等への申し込みを確認できるもの（招待状等） ・・・結婚の事実及び両名の氏名を確認できるもの <u>入籍前の場合、書類の余白に入籍予定日を朱書きしてください。</u> ● 結婚（入籍）後 □ 戸籍抄本・・・結婚の事実及び両名の氏名を確認できるもの (内縁関係の場合は住民票でも可) ● 結婚貸付けで共通して必要な書類 □ 注文書、見積書、契約書、請求書など必要額及び確実に支払うことが確認できる書類の写し 注文書、見積書の場合は、<u>注文先業者等の＊受注証明</u>の記載が必要 ＊受注証明とは・・・ 注文先で<u>注文証明を加筆、押印</u>してもらうことにより、注文したことを証明できる書類とする。（注文先担当者の証明可）👉受注証明記入例参照 【次の項目の記載があること】 ・注文先業者の代表者名印（注文書、見積書の場合は、注文先業者名のみでも可） ・必要額（支払金額） ・支払日（支払期日） ・支払者（組合員本人のみ）の氏名（フルネーム） ・結婚をする方の両名の氏名（いずれもフルネーム）
葬祭	《支払前の場合》 □ 戸籍謄本等・・・葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄を確認できるもの □ 契約書、請書、請求書のいずれかの写し <u>（見積書は不可）</u> 【次の項目が記載されていること】 ・注文先業者の代表者名印 ・必要額（支払金額） ・支払日（支払期日） ・支払者（組合員本人のみ）氏名（フルネーム） ● 墓石建立の場合・・・工期を確認できる書類も必要
	《支払後の場合》 □ 戸籍謄本等・・・葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄を確認できるもの □ 領収書等（代表者の押印があるもの）の写し ・組合員氏名（フルネーム）が明記されていること



貸付 種別	添付書類
教育	● 教育貸付けで共通して必要な書類 ☐ 対象者の在学証明書（入学前の場合は合格通知書※等） ・・・写しでも可・3か月以内に発行されたもの ※学生証は不可 ☐ 外国の教育機関の場合は要日本語訳 ※ 合格通知書の場合は、当該学校へ入学することが貸付けの条件となります。 ● 申込事由が授業料等、学校に支払う費用の場合 ☐ 納入通知書等の写し 【次の項目が確認できること】 ・資金を必要とする年度の必要額及びその内訳 (必要額は予定額ではなく、確定金額がわかるもの) ・支払期日（延長の場合は、延長後の支払期日） ☐ 支払後の場合は領収書等の写し ● 申込事由が民間金融機関等の教育ローンの借換えの場合 ☐ 民間金融機関等が発行する残高証明書 【次の項目が確認できること】 ・教育に係る貸付け金額であること ・ローン名義人（組合員のみ）の氏名（フルネーム） ☐ 当該教育ローンに係る直近3か月の返済状況を確認できるもの・・・通帳の写し等 ● 申込事由が下宿代、アパート代の場合 ☐ 賃貸借契約書の写し ・契約期間、家賃、共益費が確認できるもの (一括で支払う敷金・礼金についても申し込む場合は、内訳が確認できるもの) ☐ 契約者、保証人等が組合員以外の場合は申立書（任意様式） 【次の項目を明記すること】 ・契約者及び保証人等と組合員の続柄 ・家賃、下宿代等の費用を組合員が支払っていること ・組合員の署名（フルネーム、自筆）、捺印 ● 申込事由が通学のための費用の場合 ☐ 通学定期券または領収書の写し（定期券使用者の氏名、区間、金額が確認できるもの） ☐ 定期券購入前に申し込む場合は申立書（任意様式） 【次の項目を明記すること】 ・定期券使用者の氏名（フルネーム） ・通学ルート及び定期券購入区間 ・上記区間の希望貸付額の通学定期券代の金額（交通機関等のホームページ上の提示金額でも可） ・希望貸付額（1箇月から1年分まで） ・「購入後に速やかに定期券の写しを提出する」旨 ・組合員の署名（フルネーム、自筆）、捺印 ※ 購入前に申し込む場合は、購入後に通学定期券または領収書の写しを提出すること

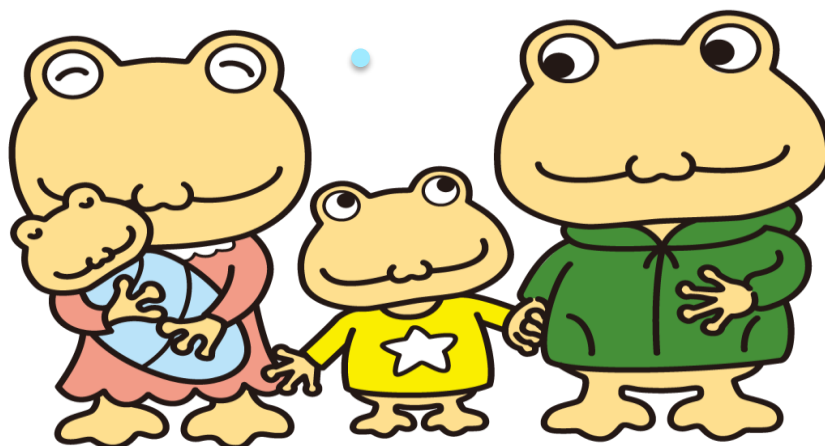


貸付 種別	添付書類
特別	☐ 辞令の写し・・・任用期間が明記されていること
災害	☐ 官公庁の発行するり災証明書・・・3か月以内に発行されたもの

もう一度確認して
ケロ!!

給与明細の写し
は用意したかしら？

クレジットカード払い
は**対象外**だったね。



3 既に貸付けを受けている場合の貸付け（借換え）

貸付金の償還中に同じ種類の貸付けに対して新たに貸付けを必要とする事情が生じた場合、その貸付限度額及び条件の範囲内で再度申し込むことができます。

申込金額から既貸付金の未償還元利金を差し引いた金額が送金されます。

《借換えする場合の申込金額算出方法》

新たに必要とする額＋既貸付金の未償還元利金＝申込金額(10 万円未満切捨)

(例) (必要とする額が 150 万円
既貸付金の未償還元利金（新たな貸付けの送金月の末日時点）が 234,567 円の場合)

- ・ 申込金額・・・1,500,000 円＋234,567 円＝1,734,567 円
→申込は 10 万円単位のため 1,700,000 円
- ・ 送金額・・・（申込金額）－（未償還元利金）により 1,465,433 円となります。
- ・ **実際の送金額が、必要とする額を上回る貸付けはできません。**
- ・ 借換えにより、既貸付金は償還されたものとみなし、新たに 1,700,000 円の貸付金残高が発生します。

※ 借換えを申し込む場合は、貸付申込書の 借換 を○で囲んでください。



一般貸付けの借換えには制限があります。



【一般貸付けの借換え制限】

一般貸付けの場合は、既貸付金の貸付日の属する月の初日から起算して **2 年を経過する日までの間は、借換えできません。**

(例：2022 年 4 月 25 日貸付の場合、2024 年 4 月 25 日貸付分から借換え可能となります。)



【他の共済組合（地共法または国共法に基づく共済組合）からの借換え】

異動等により、他の共済組合への貸付金の一括返済が必要となった場合や、徴収嘱託中の借換えが必要となった場合は、当該返済に充てる資金の貸付けができますので、異動前の共済組合が発行する残高証明書の原本を添付のうえ申し込んでください。

申込金額は各貸付限度額の範囲内で、かつ異動前の共済組合の貸付金残高（経過利息を含む。）までとなります。（この場合に限り、1 円単位まで貸付け可能です。）

なお、既に自己資金等で返済が完了しているものについての借換えはできません。



【民間金融機関等の教育ローンの借換え】

償還中の教育を事由とする民間金融機関等の貸付け（教育貸付けの対象の範囲内のものに限ります。）を借換える場合は、当該ローンに係る残高証明書に記載された額の 1 円単位まで貸付けが可能です。

4 貸付利率

現在適用されている貸付利率は、次のとおりです。

なお、貸付利率が変更される場合には、既に貸付けを受けている償還中の償還額も変更されます。

貸付種別	貸付利率
一般・教育・医療・結婚・葬祭・特別	年 1.32%
災害	年 0.99%

(1) 平成 30 年 1 月 1 日現在の貸付利率です。(変動利率)

(2) 上記貸付利率には、貸付金保険料充当金率（年 0.06%）が含まれています。
（貸付保険制度については項目 6 を参照）

5 償還回数と償還額

貸付けの種類に応じて、P. 3～4 の一覧表に示した範囲内で毎月償還及びボーナス償還の償還回数を設定してください。申込金額が 100 万円以上の場合は、ボーナス併用償還が可能です。

◎ ボーナス償還の償還回数は、毎月償還の償還回数の 1/6 以内

◎ ボーナス償還の償還額は、申込金額の 1/2 以内の 50 万円単位で設定してください。

毎月償還は、貸付日の属する月の翌月の給与から、ボーナス償還は、貸付日の属する月の翌月以降の 6 月または 12 月の給与からそれぞれ元利均等方式により償還が開始されます。

貸付決定後は、償還回数・償還金額の変更はできません。設定は慎重に行ってください。

償還額の設定は、「毎月及びボーナス償還額早見表」を確認してください。

なお、希望する償還回数、償還額が「償還額早見表」にない場合は、共済経理グループに問い合わせてください。また、公立学校共済組合神奈川支部ホームページに「貸付金・償還金シミュレーション（返済シミュレーション）」がありますので、併せて活用してください。

6 貸付保険制度

この保険制度は、連帯保証人の選任や抵当権等の設定に代わるもので、借受人がなんらかの理由により貸付金の返済ができない状態（債務不履行）となった場合に、共済組合が貸付金を確保するための制度です。借受人の貸付金の返済が免除されるものではありません。

貸付金保険料はその一部（年率 0.06%）を借受人が負担することになっており、貸付利率に上乗せされ、毎月の給与及び賞与から元利金とともに徴収されます。

7 団体信用生命保険制度（教育貸付のみ）※任意加入

団体信用生命保険制度は、教育貸付け（50 万円以上の貸付けに限る）の借受人が、貸付金償還期間中に死亡または高度障害等となった場合、借受人に代わり保険会社が未償還元利金相当額を負担し、共済組合に支払う制度です（借受人は残金の返済を免除されます。）。

また、団体信用生命保険の附加特約として「債務返済支援保険制度」があります。これは病気やケガ等で就業不能となった場合に、毎回の返済金相当額（平均返済月額）が最長 3 年間、借受人に保険金として支払われるものです。（債務返済支援保険のみの加入はできません。）

加入を希望する場合は、「団信制度適用申込の手引き」を送付しますので、共済経理グループに連絡してください。

8 貸付決定

審査後貸付けが決定した場合は、貸付月の中旬に所属所長あてに次の書類を送付します。

- (1) 貸付決定通知書
- (2) 償還表…償還表は大切に保管してください。（既に経過した過去分の再発行はできません。）

9 償還方法

償還方法は次のとおりです。



- (1) 定期償還
毎月の給与及び年 2 回の賞与から控除する定期的な償還方法。

無給の休職等で給与が支給されない場合は、原則として自宅あてに振込依頼書（納付書）を送付しますので、期日までに金融機関の窓口、ATMまたは、ネットバンキング等で振り込みしてください。

- (2) 繰上償還 希望により、償還の途中で全額または一部を繰り上げて償還する方法。
詳しくは公立学校共済組合神奈川支部のホームページを確認してください。

- ┌ ・全額繰上償還：毎月受付
- └ ・一部繰上償還：年 2 回受付（6 月・12 月）

- (3) 即時償還 次の事由に該当したときは、全額を即時に償還しなければなりません。

- ① 組合員の資格を喪失したとき
退職手当が支給される場合は、退職手当から残金を控除します。
なお、不足額がある場合は、振込依頼書（納付書）を送付しますので、期日までに金融機関の窓口、ATMまたは、ネットバンキング等で振り込みしてください。
- ② 申し込みの内容に偽りのあることが判明したとき
- ③ その他公立学校共済組合貸付規程に違反したとき

10 償還猶予

次の事由に該当する場合は、申し出により貸付金の償還猶予を受けられます。

なお、猶予された償還金は、猶予期間終了後に通常の償還額に上乗せして償還（2倍償還）していただきます。

- (1) 育児休業の承認を受けたとき（育児休業の期間の範囲内）
 - (2) 疾病により長期の休養を要し、無給休職となった場合（無給休職の範囲内。ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。）
 - (3) 介護休業（休業期間が引き続き1か月以上（時間取得を除く。）である場合に限る。介護欠勤を除く。）の承認を受けたとき（介護休業の期間の範囲内）
 - (4) 配偶者同行休業の承認を受けたとき（配偶者同行休業の期間の範囲内。ただし、3年を限度とする。）
- ◎ 償還猶予を希望しない場合は、原則として借受人の自宅あてに振込依頼書（納付書）を送付しますので、期日までに金融機関の窓口、ATMまたは、ネットバンキング等で振り込みしてください。

11 住宅借入金等特別控除

一般貸付けの借入金のうち、申込事由が住宅取得等に係るもので償還期間が10年（120回）以上のものは、「住宅借入金等特別控除」の対象になる場合があります。

詳細については税務署へ確認してください。

12 償還完了

償還が完了した後は、完済月から1～2か月後に申し込み時に預りました「借用証書」を返却しますので、大切に保管してください。

別途、完済を証明する書類が必要な場合は、完済後に「貸付金残高証明書交付願」（支部ホームページからダウンロード）を提出してください。（完済後、2年以内であれば発行可能。ただし、退職後の場合は身分証明書の添付書類が必要です。）



〈貸付事業における個人情報の取扱いについて〉

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

〈提供時期〉 当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
〈提供先〉 金融機関
〈提供先における個人情報の利用目的〉 貸付金を借受人の口座へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
〈提供の手段又は方法〉 電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

〈提供時期〉 当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき
〈提供先〉
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
〈提供先における個人情報の利用目的〉 貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
〈提供される個人情報の内容〉
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
〈提供の手段又は方法〉 電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

〈提供時期〉
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付及び出産貸付を除く。）
〈提供先〉 損害保険ジャパン株式会社（共同取扱会社を含む。）
〈提供先における個人情報の利用目的〉
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
〈提供される個人情報の内容〉
○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
〈提供の手段又は方法〉 帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※損害保険ジャパン株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いについては、ホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）を参照してください。

(4) 団体信用生命保険関連

〈提供時期〉

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）
- 保険金請求時又は事前照会時
- その他生命保険会社が必要と認める時期

〈提供先〉 明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む。）

〈提供先における個人情報の利用目的〉

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

〈提供される個人情報の内容〉

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時又は事前照会時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

〈提供の手段又は方法〉 電磁的記録媒体又は帳票を交付

※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いについては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp>）を参照してください。

(5) 債務返済支援保険関連

〈提供時期〉

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る。）
- その他損害保険会社が必要と認める時期

〈提供先〉 明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む。）

〈提供先における個人情報の利用目的〉

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

〈提供される個人情報の内容〉

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

〈提供の手段又は方法〉 電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いについては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp>）を参照してください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ（<http://www.kouritu.or.jp>）を参照してください。